

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第985号

2019年（令和元年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）及び
藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条
例第7号）の規定による請求の受付に係る管理情報の開示
請求者としての権限について（答申）

2019年（令和元年）8月23日付けで諮問（第985号）された藤
沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）及び藤沢市個人情報の
保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の規定による請求の受
付に係る管理情報の開示請求者としての権限について、次のとおり答申し
ます。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。）第20条第3項の規定に基づく請求者の開示請
求権は、認められない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2019年（令和元年）7月29日付けで、条例第20条の規定
に基づき、介護保険課で保有する介護保険被保険者情報の開示請求
がなされた。

当該開示請求対象者（以下「対象者」という。）は既に死亡して
おり、当該請求は、条例第20条第3項の規定に基づき、対象者の
二男からなされたものである。

条例第20条第3項第2号ウは、死者の死亡時においてその配偶
者若しくは二親等以内の者であった者又は介護をしていた者にとっ
ての当該死者の介護に関する情報、と規定されており、請求者は、
対象者の二親等以内の者ではあるが、対象者は請求者の母と離別後、
再婚しており、請求者と同居はしていなかったことから、条例第2
0条第3項に規定する開示請求者としての権限を有することに疑義
が生じたため、条例第22条第2項の規定に基づき、藤沢市個人情

報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 管理情報の開示請求について

ア 当該請求に係る管理情報の内容

認定審査会資料，認定調査票，特記事項，主治医意見書，要介護認定・要支援認定等結果通知書（現在保管中のものすべて）

イ 開示請求者

対象者の二男

ウ 開示請求の根拠規定

条例第20条第3項第2号ウ

エ 管理情報の開示に対する実施機関の考え方

条例第20条第3項は，本人が死亡した場合における当該本人に関する管理情報は，当該死亡した者とある一定の身分関係のある者に限り，開示請求をすることができる，と規定されており，具体的には同項第2号ウにおいて，家族共同体構成員の固有情報と同視することができるものであると社会通念上認められる個人情報について，死者の死亡時においてその配偶者若しくは二親等以内の者であった者又は介護をしていた者が請求できる，と規定されている。

窓口で受付した際，戸籍謄本により一親等であることを確認したが，対象者は請求者の母と離別後，再婚しており，請求者とは同居はしていないとのことである。

藤沢市個人情報保護審査会において，「家族共同体構成員であるもの」にあたるかについては，同居の有無，生計を一にしているかどうか，経済的な協力関係の有無や程度，訪問や音信などの交流の有無や程度などを総合的に評価し，社会通念に照らし，判断されるべき，と答申されている（答申第24号）ことから，生計を一にしていたかどうか，経済的な協力関係はあったか，訪問や音信等の交流があったかの3点について，後日，追加で確認をした。

その結果，請求者は，対象者と生計を一にはしていないが，生活費として金銭を渡した事実があり，また，対象者と定期的に交流があったことから，ある一定の身分関係のある者と考えられるが，請求の前提である，家族共同体構成員として認められるかどうかの疑義があることから，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をしたうえで，本件開示請求権限の有無を判断する必要があると考える。

(3) 添付資料

ア 管理情報開示・訂正等請求書

イ 藤沢市個人情報保護審査会答申第24号

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

条例第20条第3項は、本人が死亡した場合における当該本人に関する管理情報は、当該死亡した者とある一定の身分関係のある者に限り、開示請求をすることができる、と規定されており、具体的には同項第2号ウにおいて、死者の死亡時における、配偶者若しくは二親等以内の者であった者又は介護をしていた者が請求できる、と規定されている。

条例第20条第3項第2号において、請求に係る管理情報は、家族共同体構成員の固有情報と同視することができるものであると社会通念上認められる個人情報と規定されていることから、請求者は家族共同体構成員の一員でなければならない。

家族共同体構成員にあたるかについては、同居の有無、生計を一にしているかどうか、経済的な協力関係の有無や程度、訪問や音信などの交流の有無や程度などを総合的に評価し、判断されるべきである。

実施機関の説明によると、請求者は、対象者の二親等以内の者であったと確認されている。また、請求者は、対象者に生活費を渡した事実があり、対象者と定期的に交流があったとのことである。しかし、対象者は請求者の母と離別後、再婚しており、請求者とは同居はしておらず、生計を一にはしていない。したがって、家族共同体構成員であると判断することは困難である。

よって、条例第20条第3項第2号ウの規定に基づく開示請求権は、認められない。

以 上